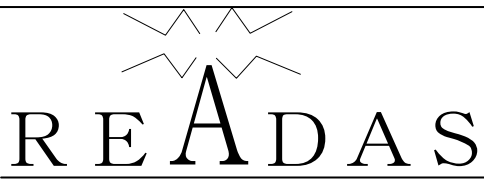


第 6054 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年10月4日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 役員貸付金の利息

Q：役員にお金を貸し付ける場合、利息を取らないとどうなりますか？

A：通常の利率で計算した利息と実際に徴収した利息との差額に相当する経済的利益が、給与として課税されます。

【解説】

所得税法では、使用者が役員又は使用人に対し金銭を無利息又は通常の利率よりも低い利率で貸し付けた場合は、通常の利率により計算した利息と実際に徴収した利息との差額に相当する経済的利益が、その貸付けを受けた人の給与として課税されることとなっています。

この場合の通常の利率とは、次のものをいいます。

- ①使用者が他から借り入れて貸付けた場合は、その借入金の利率
- ②①以外の場合は、貸し付けを行った日の属する年に応じた利率 平成30年中に貸し付けを行ったものは1.6%

ただし、上記に満たない利率であっても次のような場合には、課税しなくてよいとされています。

- ①災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することに基因する貸し付け
- ②使用者における平均調達金利等による貸し付け
- ③その年（使用者が法人である場合には、その法人の事業年度）における経済的利益の合計額が5,000円以下のもの

